

大東市中小企業技術開発支援補助金制度のご案内

1. 補助対象

(1) 対象者

次の事項の全てに該当するもの。

- ① 大企業が発行済株式総数または出資総額の過半数を単独で所有または出資していない市内中小企業者。
- ② 市内に事業所を有し、同一事業を1年以上継続して営んでいる中小企業者。

(2) 対象経費

【研究開発】

次の事項のいずれにかに該当するもの。

- ① 大学や公的機関に対して技術開発を目的とした分析および試験の依頼または研究委託に要した経費。
- ② 大学や公的機関の研究用機器を使用するのに要した経費。

【ダイトン製品】

大東市のマスコットキャラクター「ダイトン」を活用し、普及させるための製品開発経費

2. 補助額

【研究開発】 対象経費の2分の1以内（30万円を限度）

【ダイトン製品】 対象経費の2分の1以内（10万円を限度）

※ただし、予算の範囲内で補助金を交付します。

3. 補助金申請および交付請求に必要な書類

- | | |
|---|--------|
| (1) 交付申込書（様式1号） | [1通] |
| (2) 事業内容を記載した書類 | [1通] |
| (3) 事業の実施に要した経費に係る領収書（写し） | [1通] |
| (4) 事業報告書（様式2号） | [1通] |
| (5) 大学、公的機関等に対して技術開発を目的とした分析および試験の依頼または委託をした場合は、その契約書（写し） | [1通] |
| (6) 「ダイトン」を活用し、普及させるための製品を開発した場合は、大東市キャラクターの使用に関する要綱第3条の規定によるキャラクターの使用に係る承認決定を受けたことを証する書類（写し） | [1通] |
| (7) 交付請求書（様式4号） | [1通] |
| (8) その他必要と認める書類 | |

4. 連絡先

大東市産業・文化部産業経済室 TEL:870-4013 / MAIL:sangyo@city.daito.lg.jp